

平成22年11月2日

読者各位

独立系メディア「今日のコラム」では、以下に掲載します意見書を2010年11月1日、添付ファイルで受理しました。読者に読んで頂きたい内容と判断し掲載することとしました。

投稿者は匿名を希望しており、編集部で本人を確認（住所、氏名など）した上で匿名掲載を承諾することと致しました。

掲載に際しては内容については、当然のこととして原文を一切変更していないことを申し上げます。

なお、独立系メディアでは、この種の意見書を常時募集しております。

本人が確認でき、独立系メディア「今日のメディア」編集委員会で承諾ができた意見書、論文、論考などについては匿名での掲載も歓迎です。

ただし、匿名の場合には必ずご本人のお名前、メールアドレス、ご住所、電話番号などをお書き添え下さい。

草々

〒142-0064

東京都品川区旗の台6-1-4-201

株式会社環境総合研究所気付

独立系メディア「今日のコラム」

代表 青山貞一（東京都市大学大学院勤務）

aoyama@eritokyo.jp

第5 検察審査会における審査員の選定手続きの疑義について

第一回 審査員の平均年齢について

匿名希望（東京都在住）

（1） 検察審査員・補充員の選任手続きとそこからわかる事実と疑問

検査審査員および補助員の選定は、以下の検察審査会法第9条（検察審査員候補者選任の通知）、第10条（検察審査員候補者の選任）、第13条（検察審査員・補充員の候補者からの選定）、第14条（任期）、第18条（検察審査員欠員時の補充）に則って、選定が行われます。

第九条 検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

2 検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第1群から第4群までの4群に分け、各群の員数は、それぞれ100人とする

第十条 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第1群から第4群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第27条第1項の規定により選挙人名簿に同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない

3 検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

第十三条 検察審査会事務局長は、毎年十二月二十八日までに第一群検察審査員候補者の中から各五人の、三月三十一日までに第二群検察審査員候補者の中から各六人の、六月三十日までに第三群検察審査員候補者の中から各五人の、九月三十日までに第四群検察審査員候補者の中から各六人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。

○2 前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各一人の立会いをもつてこれを行わなければならない。この場合において、立会いをした者は、検察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。（以上、13条条文転載）

第十四条 検察審査員及び補充員の任期は、第一群については二月一日から七月三十一日まで、第二群については五月一日から十月三十一日まで、第三群については八月一日から翌年一月三十一日まで、第四群については十一月一日から翌年四月三十日までとする。（以上、14条条文転載）

第十八条 検察審査員が欠けたとき、又は職務の執行を停止されたときは、検察審査会長は、補充員の中からくじで補欠の検察審査員を選定しなければならない。

○2 前項のくじは、検察審査会事務官の立会を以てこれを行わなければならない。（以上、18条条文転載）

検証法第9条、第10条、第13条、第14条、第18条の条文から、以下の事実がわかります。

- ① 審査員と審査補助員は、3か月に1回、1～4群の各100人の審査員候補者の中から、検察審査会事務局によって定期的にくじ引きで選ばれる。
- ② 選定のタイミングは、1群が12/28まで、2群が3/31まで、3群が6/30まで、4群が9/30まで
- ③ ②のタイミングで選定される審査員・補充員の人数は、1群が各5人（合計10人）、2群が各6人（合計12人）、3群が各5人（合計10人）、4群が各6人（合計12人）。

- ④ 各群の審査員の任期は6カ月。任命のタイミングは、1群が2/1、2群が5/1、3群が8/1、4群が11/1
- ⑤ 審査会の審査員・補助員は、3か月1回約半分（5、6名）が定期的に入れ替わる。
- ⑥ 審査員・補充員の選定の立会は、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各一人が行い、検察審査員及び補充員の選定の証明が行われる。
- ⑦ 審査員の欠員が出た場合、補充員からくじ引きで審査員の選定が行われる。
- ⑧ 補充員からの審査員の選定の立会は、検察審査会事務官が行う。

また、今回の第5検察審査会の審査員の選定に関しては、以上の情報から、以下の3つの事がわかります。

- ① 4月27日に全員一致で「起訴相当」の議決を行った第5検察審査会の1回目の審査員は、審査員候補者の1群、2群から選ばれた候補者、9月14日に議決を行った2回目の審査員は、3群、4群から選ばれた候補者、全員違うメンバー
- ② 8月にも審査会が行われていたとすると、その時の候補者は、2群、3群から選ばれた候補者で、9月1日の段階（議決の2週間前）で、6名入れ替わっている。
- ③ 1回目の議決を行った審査員の選定には、くじびきが2回、2回目の議決を行った審査員の選定にもくじ引きが2回、合計4回行われたことになる。

（資料1）検察審査会スケジュール・任期

2010年検察審査会日程			東京第一、東京第二、東京第三、東京第四、東京第五、東京第六、立川						
	候補者の選定			審査員の選任			任期		
	選定依頼(検審⇒選管)	人数	候補者名簿送付(選管⇒検審)	選任	立会人	審査員数	開始	終了	期間
第1群	毎年九月一日	100	十月十五日	十二月二十八日	裁判所判事・検察官	5	二月一日	七月三十一日	6か月
第2軍	毎年九月一日	100	十月十五日	三月三十一日	裁判所判事・検察官	6	五月一日	十月三十一日	6か月
第3群	毎年九月一日	100	十月十五日	六月三十日	裁判所判事・検察官	5	八月一日	一月三十一日	6か月
第4群	毎年九月一日	100	十月十五日	九月三十日	裁判所判事・検察官	6	十一月一日	翌年四月三十日	6か月

審査員(員数・任期)

第5

	任期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		30	31	30	31	31	28	31	30	31	30	31	31
第1群	12月～5月				5	5	5	5	5	5			
第2群	3月～8月							6	6	6	6	6	6
第3群	6月～11月	5	5	5							5	5	5
第4群	9月～2月	6	6	6	6	6	6						
合計		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

1/5 在特会審査申し立て

2/11 在特会審査受理

4/27 第1回議決

5/21 検察「不起訴」

9/14 第2回議決

第1

	任期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
		30	31	30	31	31	28	31	30	31	30	31	31
第1群	12月～5月				5	5	5	5	5	5			
第2群	3月～8月							6	6	6	6	6	6
第3群	6月～11月	5	5	5							5	5	5
第4群	9月～2月	6	6	6	6	6	6						
合計		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

7/15 第一検察審査会「不起訴不当」

母集団から11人を連続して抽出して、2回連続34.5歳になる確率は、週刊ポストの試算によると、0.0063%以下ですが、実際には、1回目・2回目の審査会とも、まず、選挙管理委員会が、選挙人名簿から、100人ずつ4グループ（4群）を抽出し、そこから、検察審査会事務局が、審査員・補充員（各5名または各6名）を抽出する多段抽出が行われています。それぞれの審査会で、2回に分けて抽出された11人の平均年齢が、2回連続34.55歳になる確率は、更に低くなるはず。これが、小沢さんの審査会で起きたのは、奇蹟的。偶然ではなく、必然と考えるのが妥当だと思います。（確率については、専門家の先生にご確認下さい。）

(2) 平均年齢に対する評価

検察審査会法抽出の第1段階で、選挙管理委員会によって無作為抽出された400人の審査員候補者群の平均年齢は、理論的には、母集団（20歳以上の東京都の指定選挙区の平均年齢）に近似すると考えられます。

という事は、適格対象者選定のための手続きとして義務付けられた第12条3を元に、第12条4、第12条6の候補者への質問、調査を行ない、審査員候補者群から、第5検察審査会事務局が審査員と補充員を無作為で選んだ対象者から、不適格対象者・辞退者を除外し、審査員を補充した結果、年齢が非常に若くなったと言う事になります。

念のため、12条3の条文と実施が認められている第事前の調査項目についてあらためて、第5条、第6条、第8条の条文で確認してみましょう。

＜以下、第12条の3（検察審査員候補者に関する事前調査）条文転載＞

第十二条の三 検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。

- 一 第五条各号に掲げる者であること。
- 二 第六条各号に掲げる者であること。
- 三 第八条各号に掲げる者であること。

第5条、第6条は不適格審査員に関する条文、第8条は、審査員・補充員候補者に認められる辞退理由に関する条文になります。

＜以下、（審査員の除斥理由）に関する条文転載＞

第五条 次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
- 二 一年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられた者 になります。

第六条 次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

- 一 天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣
- 二 国務大臣

- 三 裁判官
- 四 検察官
- 五 会計検査院検査官
- 六 裁判所の職員（非常勤の者を除く。）
- 七 法務省の職員（非常勤の者を除く。）
- 八 国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）
- 九 司法警察職員としての職務を行う者
- 十 自衛官
- 十一 都道府県知事及び市町村長（特別区長を含む。）
- 十二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）及び弁理士
- 十三 公証人及び司法書士

<以下、（審査員の辞退理由）に関する条文転載>

第八条 次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。
- 三 前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員
- 四 学生及び生徒
- 五 過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者

六 過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

七 過去三年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による選任予定裁判員であつた者

八 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（同法第三十四条第七項（同法第三十八条第二項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不選任の決定があつた者を除く。）

九 重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

では、検察審査会の言う通り、本当に~~異~~法にのっとって粛々と~~異~~（大概この枕詞が使われる時は嘘）審査員の選定が行われ、非適格対象者・辞退者を除外して、補充を行った結果、非常に若い平均年齢になり、結果、1回目、2回目とも2回連続で、34.55歳に一致したのでしょうか、これは、今まで行われた全ての検察審査会の審査員の平均年齢を見て検証を行う必要がありますが、恐らく嘘です。

全部の審査会の平均年齢は、すぐには入手出来ませんが、朝日新聞の10月20日付の朝刊37面に~~異~~検察審 若すぎると言われても~~異~~という特集記事が生まれ、その中に『■主な議決 検察審査員の平均年齢（議決日時点）』という一覧がありましたので、その内容を確認してみたいと思います。（以下記事から転載）

（資料2）10/20 朝日新聞朝刊特集記事 ~~異~~検察審 若すぎると言われても~~異~~■主な議決 検察審査員の平均年齢（議決日時点）~~異~~

	最終議決日	事件	審査会名	年齢		
				第1段階	第2段階	平均
①	2010/1/27	明石歩道橋事故	神戸第二	53	42	47.5
②	2010/3/27	JR宝塚線脱線事故	神戸第一	47	42	44.5
③	2010/7/1	未公開株をもちかけた詐欺事件	那覇	36.9	36.2	36.55
④	2010/4/21	鳩山由紀夫氏の偽装献金事件	東京第四	52.36		52.36
⑤	2010/4/27	小沢氏の虚偽記載事件(04/05年分)	東京第五	34.55	34.55	34.55
⑥	2010/7/15	小沢氏の虚偽記載事件(07年分)	東京第一	50		50
			全平均			42.9
			沖縄・東京第五除く平均			47.7

となっています。ちなみに全部の審査会の平均年齢は、「42.9歳」ですが、このデータから次の2つの事実が読み取れます。

- ① 1回目と2回目で年齢が一致しているものが東京第5検察審査会以外一つもない、
- ② 検察審査会ベースで見たときに異様に若い「那覇検察審査会」と「東京第五検察審査会」

だいたい『■主な議決検察審査員の平均年齢（議決日時点）』という一覧の中に、「未公開株をもちかけた詐欺事件」って訳のわからない事件が入っているのは、何故なんでしょう。

(参考) 沖縄タイムス掲載記事

http://megalodon.jp/2010-1101-0344-08/www.okinawatimes.co.jp/article/2010-07-01_7698/

ネット上で検索したところ、全国紙のアーカイブスは見つかりませんでした。この事件覚えていらっしゃるでしょうか？他の事件と比較すると、どう考えても不自然な挿入です。

これでは、スピンドクターがよく使う「チェリーピッキング」（自分の議論を正統化するために都合のよいデータを摘み食いして提示すること）と一緒にです。ちなみに異様な「那覇検察審査会」と「東京第五検察審査会」を除いた平均年齢は「47.7歳」、第五検察審査会より10歳以上、多くなります。

ここまで、見るとかなり異例の事態であることは、お分かりいただけると思います。「那覇検察審査会」の年齢の評価については、特に検証は行いませんが、個人的な意見として

は、こんな感じです。(←__←)ジーーーーッ

ちなみに、この記事の中で、平均年齢が若い事に関して、法務省幹部が「裁判員も、若者ばかり選ばれるケースがまれにある」審査補助員を経験した事のある弁護士の方が「たまたま高齢者に病気がちの人が多かったとか、偶然としか考えられない」とコメントされています。

が、果たしてそうでしょうか。私に言わせれば、「裁判員を、若者ばかり選ぶケースがまれにある」、「高齢者に病気がちの人が多かったなんて、必然としか考えられない」です。

では、どういう状況が起きているか、最も妥当性がある事を考えて見たいと思います。まず、ジャーナリストの追撃さんが、第五審査会事務局に聞いた際に「適格条件などを十項目ほどで回答するもので選別などできない」と回答されていますが、不適格者の除外、辞退者の認可に必要な質問を考えてみましょう。

私が考えた必要項目は以下の通りです。（この項目は、審査員候補者に送られているので、問い合わせれば、開示可能なはずです）

- ① 最終学歴
- ② 今までの刑罰経験とその内容
- ③ 職業

以上①～③は、不適格者除外項目

- ④ 過去五年以内に検察審査員又は補充員の経験の有無
- ⑤ 過去五年以内の裁判員又は補充裁判員の経験の有無
- ⑥ 過去三年以内の選任予定裁判員の経験の有無
- ⑦ 過去一年以内に裁判員候補者として裁判員等選任手続の期日に出頭したことがあるか。

- ⑧ 検察審査会開催期間中に審査員として参加出来ない相当な理由があるかどうか（重い疾病、海外旅行、その他のやむを得ない理由）

以上④～⑧（⑧を個別に効いた場合は⑩）は辞退理由認定の為の項目

検察審査員法第12条3で義務付けられた事前調査を行うためには、本人に確認する項目としては、上記の①～⑧（⑩）の10問程度で十分と考えられますが、④～⑦は、データベースが有れば、照会する事が可能ですので、その代りに第7条の除斥対象になり得るかどうか確認する質問を加える可能性も有ります。

その場合には、以下⑪～⑬に関連する項目を聴取する可能性もあるかと思えます。

⑪家族に起訴されている人がどうか？

⑫法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人になっているかどうか

⑬同居人の有無

ただ、審査会の手続き的には、第12条3で質問項目が限定されている事、第34条に有る通り、「第7条の除斥理由」に該当するかの確認は、選任後行われますので、10問程度であれば、この段階で質問されるのは、①～⑧（⑩）の項目と考えるのが、妥当だと思います。

では、この①～⑧（⑩）の項目を確認し、不適格者を除外する事により、平均年齢が母集団年齢を大きく下回り、2回とも34.55歳で一致することがあるでしょうか。前述の通り、これは、確率論的に言っても「否」と言えると思いますが、次の点から言っても、明らかにおかしいです。

こういう状況は、以下の特異な状況のいずれか、または両方が同時に発生し、それが2度続けて起こった事になります。

① 選定された11人のうち、非適格対象者が多数存在し、高齢者に偏っていた。

② 選定された11人のうち、辞退者が多数存在し、高齢者に偏っていた。

私に言わせれば、これは「奇蹟」、神の見えざる手どころか、司法の汚れた手です。

※この部分については、**Ⅱ 2回目の審査員の平均年齢公表に関する疑問(2)有り得ない、年齢の修正**（説明の嘘②）2回目発表の数字、3回目の数字も恐らく嘘、で詳述。

Ⅱ 東京第5検察審査会 2回目の審査員の平均年齢公表に関する疑問

(1) 過失としては考えづらい性質のエラー

1回目の検察審査会の審査員も2回目の審査員も選挙管理委員会の抽出により、検察審査員候補者予定者になったのは、2009年度に行われた抽出（第9条、第10条、第11条参照）です。その後の選定プロセスが全く同じで、同じ第5検察事務局により、粛々と選定が行われ、平均年齢が計算されたとすると、検察審査会事務局が2度目の検察審査会の審査員の平均年齢公表の際に行った、1回目の平均年齢を議決日を基準として計算して、2回目の算出時には基準日を選任時に変更するという事は、通常起こるエラー（人的・システムの）としては、全く考えづらい内容です。

これは、「過失」として片付けるより、「故意」として検討の方が妥当性があると思います。

(2) 有り得ない、年齢の修正

2回目の審査会の平均年齢の修正の欺瞞性に関しては、すでに何人かの方が検証を行なっていますが、再度、トレースして、検察審査会の説明に妥当性があるか見てみたいと思います。

検察審査会が発表した2回目の審査員の平均年齢と訂正理由（報道ベース）は、以下の通りです。

<1回目>（発表日）10/4 2回目の議決発表当日（年齢）30.9歳、

<2回目>（発表日）10/12（年齢）33.91歳（訂正理由）37歳の審査員を足さずに平均年齢を計算したため

<3回目>(発表日)10/13(年齢)34.44歳(訂正理由)2回目の起算日を議決時点ではなく、選任時点としていたため。

この説明内容は、検察審査会法に則ってきちんと運用された事を前提すると、虚偽の説明に近いという事がわかります。以下で簡単にご説明します。

(説明の嘘①) 1回目の年齢は完全なる出鱈目

2回目の平均年齢を修正する際に37歳の審査員を忘れていたために1回目の平均年齢が30.9歳になったと言う事を前提とすると、10人の合計は11人×30.9=339.9歳だったことになります。

37歳の人を加えた時の11人の合計年齢は376.9歳になりますので、正しい平均年齢は34.26歳となり、2回目の平均年齢33.91歳と一致しません。この矛盾については、畠山さんが、検察審査会に直接確認をして第1検察審査会の手嶋事務局長に確認をし、次の回答を得ています。

手嶋氏の回答①「単純に計算していくと、ご指摘の通りなんですよ。足し忘れていた人を加えて11で割れば正しい数字になるんじゃないかというところなんですけれども、・・・」

手嶋氏の回答②「あの一、その経過でですね、単純に10人(分)を11人(分)という足し上げの数字が間違っていたというところだけでなく、そもそもの計上した数字自体に誤りがあって、結果としてこのようになってしまったというところなんです。

手嶋氏の回答③「えーと、まあ、そもそもの数字が間違っているんで、この数字についてはお忘れいただいたほうが。」

(説明の嘘②) 2回目発表の数字、3回目の数字も恐らく嘘

10月13日に前日発表した平均年齢33.91歳を1回目の検察審査会と全く同じ平均年齢34.55歳に修正する2回目の訂正を行ない、訂正理由を平均年齢の起算日を選任時で計算していたものを議決日ベースに変更したためとしているが、これもおそらく「嘘」。

検審査法の選任手続き通りに行われたとすると、2回目の検察審査会は、6月に選任された

第3群の審査員5人と、9月1日に選任された6人の合計11人で構成されていることとなります。13日の修正で、全体の合計年齢が7歳上がっているのです、単純に考えると11人中7人が選任日～議決日までに誕生日を迎えた事になります。

このような状況が発生する状況で最も確率が高いケースは、以下のケースと考えられます。

- ① 第3群の5名が6/1に選任されてから9/14日までの105日間に全員誕生日を迎え、
- ② 9月1日に選任された第4群の6人の内、2人が14日間に誕生日を迎えた。

上記の①、②のケースが同時に起こる確率は、0.003718%、ほぼ有り得ない確率です。

※ 年齢修正の状況が発生する確率については、専門家の先生にご相談ください。

(資料3) 第5 検察審査会 平均年齢の発表内容と修正の推移

第5検察審査会 2回目審査員年齢 発表と修正の推移				
事務局発表	発表日	人数	発表年齢	合計
1回目	10月4日	11	30.9	339.9 ①
2回目	10月12日	11	33.91	373.01 ②
A				
(修正理由) 37歳の審査員を計算から除外したため				
1回目発表内容と再計算				
1回目漏れ	合計	平均年齢	発表との差	
37	376.9	34.26364	-3.89	
④	①+④	$B(①+④)/11$	A-B	
※ 計算漏れが、37歳だと、33.91歳にならない				
※ 33.9歳になるためには除外されていた人の年齢は一回目発表された平均値算出の際に33歳				
最終	10月13日	11	34.55	380.05 ③
③-②				
7.04				
※ 起算日の変更により、合計年齢が7歳増加。 11人中7人の年齢が変更。				
(修正理由) 平均年齢の起算日を選任日から、議決日に変更したため				

Ⅲ (推測) 検察審査会で年齢を巡って何が行われていたのか？

ここからは、「検察審査員」の選定～平均年齢の計算時に何が起こったか、私なりの推測です。

(1) 第1回目の審査員の恣意的な選択の可能性

検察審査員法に拠れば、検察審査員の選定は、基本的には、全ての段階で無作為で行われ、検察審査員事務局によって、行われた事前調査の結果を持って、除斥・辞退の認定が行われることとなります。

全く恣意的な選定が行われなかったと仮定すると、34.55歳と極めて若い平均年齢になった理由は、無作為で抽出された候補者から質問項目で除斥対象になる人を除き、更に正当な辞退理由で辞退の申し出があったために、適格かつ非辞退者を選定した結果、偶々発生したと言う事になります。

しかし、除斥対象者・辞退者を除き、補充を行うことにより、小沢幹事長の第5検察審査会のみで、こういう事態が偶々発生することは、非常に考えづらい事態です。また、(2) 平均年齢に対する評価でも書きましたが、

恣意的な運用をしていない事を前提とすると、この状況は、

- ① 第5検察審査会が選任した11人の検察審査員の中に非適格者が多数存在し、その人達が偶々高齢だった。
- ② 第5検察審査会が選任した11人の検察審査員の中に辞退相当と認められる理由を持つ人が多数存在し、偶々、多数が辞退を申し出て、偶々高齢だった。
- ③ ①、②の事態が同時に発生した。

のいずれかです。

年齢別職業の分布データがありませんので、検証は出来ませんが、この特異な状況は、通常は発生しないと考えるのが、妥当です。2010/4/21に鳩山前首相の偽装献金事件で「不起訴不当」とした東京第4検察審査会の平均年齢が、52.36歳、7/15に07年分の小沢氏の虚偽記載事件を「不起訴不当」にした東京第1検察審査会の平均年齢が50歳という状況を考えると、明らかにおかしいです。

この状況が、小沢さんの「起訴相当」を決めた東京第5検察審査会の1回目、2回目で同様

に発生していると言う事になり、これは明らかに変です。

では、どういう状況が起きたのでしょうか。このような状況は、次のいずれかのケースで発生すると考えられます。

- ① 選挙人候補者名簿から、あらかじめ、職業・年齢により、候補者を絞り込んでおいて、くじ引きを行った。
- ② くじ引きを行った上で、職業・年齢により、候補者を除外した。選定プロセスで70歳以上の年齢の方を除外したとしたら、除斥理由ではありませんので明らかに手続き上の瑕疵です。
- ③ そもそも第5検察審査会なるものすら存在しない。

いずれも検察審査会法に違反する行為ですが、①、②、③とも検察審査会事務局長が関与。②の場合には選定立会人も関与していた事になります。もちろん、いずれの場合も議決自体無効と言えるでしょう。

(2) 検察審査員の年齢計算の間違いは故意

平均年齢発表の際に起きた2度のミス、ミスの内容、畠山さんの質問に答えた東京第1検察審査会事務局長の手嶋氏の滅茶苦茶な説明を総合すると、2回目の審査会の平均年齢を公表出来ない何らかの理由があったとしか思えません。

また、畠山さんの確認に対して、手嶋東京第1検察審査会事務局長が、1度目の平均年齢が間違っていることの説明として以下の説明をしていますが、この説明は恐らく嘘、もし事実だとしたら、大きな問題があります。

手嶋氏「お恥ずかしい話なんですけれども、手作業で、その一、えー、元のお〜、基本となる名簿からですね、手書きでピックアップをしてですね、メモを作って、そしてまた電卓を叩いて計算するというような形で、手作業で行っていた関係でですね、」

手嶋氏「えー、ちょっと、あの一、その一、数字、計算が間違っておりますね。それで、ま、担当者自体としては2度やって、同じ数字が出たので、ということで、それが正しいだろうということで、その数字（当初の30.9歳）が私どもの方に上がってきたということになります。」

手嶋「担当者が、まあ、個人情報なんで、こちらでもいろんな人に広げてというところまでは。ま、二度やって、二度合っている。検算をしているということでしたので、そのまま鵜呑みと言いますか、別の者が改めて検算を行なうというような体制ができていなかったということ。」

手嶋「ま、今後についてはですね、そのように別の者が第三者で計算する、あるいは、そのパソコンの表計算ソフトなりを使ってですね、人為的なミスを極力なくする方策を取ると。対策をとらせていただきたいと思います。」

率直に言うと、「ふざけるな」と思いますが、手嶋氏の説明の内容をまとめると、以下の通りになります。

1. 平均年齢の計算は、元名簿から、別途手作業でピックアップしたメモを作成して実施。
2. 計算を担当したのは1名、2重チェックは、他人ではなく本人が実施

ポイントは、手嶋事務局長が言う「元名簿」がいつの段階で作成された名簿かという事と、平均年齢の計算をいつの時点で行ったのかという事です。検察審査事務局の名簿作成について義務づけられているのは、第12条2の検察審査員候補者名簿のみですが、検察審査会事務局長には、その後の「調整も」義務付けられています。

その後、第13条1項で定める（検察審査員及び補充員のくじ引き）、第13条2項で定める（立会人による検察審査員及び補充員の選定の証明）、第16条4項（審査員および補充員の宣誓と署名）、第22条（検察審査会の招集通知）という事務手続きが行われる事を考えると、「検察審査員（もしくは補充員を含む）名簿」が別途作成されていると考えるのが妥当です。

また、平均年齢については、第8条（職務辞退理由）の中に年齢規定があるために審査員

に選任される前の段階で、生年月日から計算、もしくは事前質問で年齢が確認されていると考えるのが妥当です。

管理上重要な付帯情報は、名簿上に記載するはずですが、では、なぜ、手嶋氏が言う「そもそもの計上した数字自体に誤りがあって」「手書きでピックアップをしてですね、メモを作って、そしてまた電卓を叩いて計算するというような形で、手作業で行っていた関係」という状況が発生するのでしょうか。

ここでも、通常のエラーとしては、考えられないエラーが起きていると言えます。通常の手続きを行っているとしたら、生年月日・年齢が書いてある候補者名簿上にある審査員の年齢から平均値を計算するという行為が普通でしょう。

この手嶋課長は、年齢が個人情報に該当しない事を理解されていないようですが、もし、手嶋課長の言う通りにメモを作って、名簿から抜き書きをして行っていたとしたら、コンプライアンス上、明らかに取り扱いが問題になると思います。では、何故ありもしない作り話の様な話をするのでしょうか？

それは、

- ① 年齢を開示することによって、発覚する不都合な事実を隠す事を目的に改竄を行なったが、あまりに極端な事をやってしまったので、反響が大きくなり、慌てて修正を行なったために、適当な理由づけを行ったが、辻褄が合わなくなった。
- ② 改竄を指示された人が、わざと間違えて、不正が明らかになるようにした。

のいずれかではないかと思います。普通、まともな神経をしていれば、全くのでっちあげで、人の人生を滅茶苦茶にする事に加担させられる訳ですから、結構②の可能性もあるのではないかと思います。

- (3) **2回目の審査会はやっていない、もしくは1回目と同じメンバーもしくは審査会自体が非実在の可能性**

では、なぜ、そんな無茶な事をして、嘘までつく必要があったのでしょうか？これは、

- ① そもそも第2回目の検察審査会自体開かれていない
- ② 1回目と同じメンバーで検察審査会を実施。
- ③ 第5検察審査会なるものが存在しない

この3つしか考えられません。②の場合には、審査員の証言により、インチキがばれる可能性がありますので、どちらかと言えば、①の可能性が高いかもしれませんね。さすがに③はないと思いますが・・・、そう願っています。

Ⅲ 今後の対応について

(1) 第5検察審査会についての真相究明

私は、今回の第5検察審査会の審査員の選定には明らかに手続き上瑕疵があり、2回目の審査会には議決自体を否定するに足るだけの十分な疑義があると思います。こんな状況で決まった議決を元にして本当に起訴を行ってよいものなのなののでしょうか？

「小沢さんだから」ではなく、「検察審査会法」のようなザル法を利用した司法の作為によって、最高法規たる憲法で保障された基本的な人権が明らかに侵害されている状況は、即刻、解決に向け、努力すべきだと思います。それが、我が国が法治国家として機能している事の証になると思います。

すでに個人レベルで、情報公開請求を行っている方がいらっしゃいますが、検察審査会は、司法機関として機能している訳ですから、その決定に対する疑義を晴らすために、以下の事を自ら積極的に開示すべきだと思います。

① 1回目・2回目の検察審査員の選定プロセスを明らかにする。

特に検察審査会による選定時のくじ引きと非適格対象者・辞退者の認定が順不同になっていないか、年齢が除外要因として使われていないかなど。これは、順を追って、名簿の更新履歴など、関係資料をトレースすれば、わかります。立会人に確認する事も重要だと思います。

② 1回目・2回目の審査員の情報を個人が特定できない程度に公開する。

少なくとも、性×年齢別、職業別人数は公開する。もしくは、非公開を前提として、しかるべき立場の人間が名簿を確認し、平均年齢の計算を行う（実際に検察審査会事務局が説明しているような計算ミスが起きたのか？）

検察審査会事務局が情報公開を拒むようでしたら、情報公開請求をして、東京第5検察審査会関連の経費（個人名をマスキングした領収書）の開示をさせるべきだと思います。

（２）検察審査会法改正の改正

また、同時に検察審査会法についても、恣意的な運用が出来ないように改正すべきだと思います。私が考えるポイントは以下の通りです。

① 恣意的な運用が入る部分を出来るだけ、具体化し、運用による恣意性を排除する。

1. 議決書の掲示期間を「一定期間」という表現から、「議決から〇〇日までに掲示」、という文言を加え、議決文発表のタイミングにおける恣意性の介入を排除する。
2. 審査員候補者名簿だけでなく、最終的な審査員・補充員の名簿の作成を明文化する。
3. 名簿管理については、改ざんが行われないように「履歴」管理を明文化する。

② 性・年齢の偏りは、事件を判断する際、検察・補助弁護人の説明を理解する際に、判断に影響が出ると考えられる。検察審査員の抽出による偏りをなくすために、性×年齢別の割り当て法+セル内でのランダム抽出に変更する。

③ 再度、同じような問題が発生した時に問題とならないよう、議事録の記載事項を詳細化する。

以上、検察審査会が「魔女狩り」のための機関とならないよう、今回の審査会の問題点をあきらかにし、法体系、制度の見直しを強く希望します。